

平成 22 年 12 月 10 日

要望項目等に関する最終整理案
[地方税]

【個人住民税関係】
(他税目に共通するものを含む)

個人住民税（案）

【延長・拡充等】

（内閣府要望－８、文科要望－８、厚労要望－21）

○ 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（仮称）に基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。

- (1) 個人住民税を課さないこととする。
- (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

（金融要望－18、文科要望－7）

○ 特定寄附信託（いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」）に係る利子所得の非課税の創設

- (1) 特定寄附信託契約の信託財産につき生ずる利子所得（利子所得の基因となる公社債等が当該信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額に限る。）については、個人住民税を課さないこととする。
- (2) 特定寄附信託契約とは、居住者等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関又は信託業法の免許を受けた信託会社と締結した当該居住者等を受益者とする信託に関する契約であって、所得税の特定寄附金の対象となる公益社団法人、公益財団法人又は認定NPO法人等（以下「公益法人等」という。）への寄附を行うことを主たる目的とするもののうち、次に掲げる要件を備えたものをいう。

イ 信託財産からの寄附は、公益法人等に対してのみ行うものであ

ること。

- ロ 信託契約期間中の各年に信託財産から寄附される金額は、当初信託元本額（下記ハにより委託者に交付される金額の合計額を除く。）を信託契約期間の年数で除した金額と当該寄附をする日までの間に生じた利子の合計額（前年までに既に寄附された利子の金額を除く。）とされていること。
- ハ 信託契約期間中に信託財産から委託者に金銭の交付をする場合には、その交付される金銭の額は当初信託元本額の 30%を限度とし、かつ、信託契約期間にわたって各年均等に交付されるものであること。
- ニ 信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。
- ホ 信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。
 - (イ) 預貯金
 - (ロ) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得
 - (ハ) 合同運用信託の信託
- ヘ 信託財産を寄附する日の前日までに、信託の受託者がその寄附を受ける法人等との間で寄附に関する契約（寄附金を支出する日等の定めがあるものに限る。）を締結していること。
- ト 信託は、合意による終了ができないものであること。
- チ 信託の受益権は、譲渡又は担保提供ができないこと。
- リ 委託者が死亡した場合には、信託は終了し、その信託財産のすべてを公益法人等に寄附することとされていること。

又 信託の計算期間は1月1日から12月31日までとされていること。

(3) 特定寄附信託について、上記(2)の要件を満たさないこととなる事実が生じた場合には、その事実が生じた日以前に信託財産から生じた利子については、上記(1)の非課税の適用はなかったものとし、かつ、その事実が生じた日においてその利子が生じたものと、当該受託者がその利子を支払ったものとそれぞれみなして、利子の特別徴収に関する規定を適用する。

(4) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、上記(1)により非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は、適用しない。

(5) その他所要の措置を講ずる。

(総務要望－4)

○ 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。

(1) 経過措置として支給される給付については、以下のとおりとする。

- ① 退職年金については、公的年金等控除の対象とするとともに、一定額までの差押えを禁止する。
- ② 退職一時金（加算して支給されるものを含む。）については、退職手当等とみなすとともに、一定額までの差押えを禁止する。
- ③ 遺族一時金（加算して支給されるものを含む。）、公務疾病年金及び遺族年金については、個人住民税を課さないこととするとともに、地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(2) 地方議会議員年金制度の廃止後においても引き続き地方議会議員
共済会が支払を受ける利子等については、利子割を課さないことと
する経過措置を講ずる。

(3) 地方議会議員共済会について、地方議会議員年金制度の廃止後にお
いても、引き続き収益事業に係るもの以外のものに対して非課税とする
措置等を講ずる。

(厚労要望－1)

○ 平成23年度以降の子ども手当について、所要の法整備が行われ、税
制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。

(1) 個人住民税を課さないこととする。

(2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(厚労要望－3)

○ 雇用保険法の失業等給付について、所要の法律改正が行われ、税制
上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。

(1) 個人住民税を課さないこととする。

(2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(厚労要望－9)

○ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、収
用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、社会福祉法人
等の設置に係る障害者通所サービス等の事業の用に供される施設を加
える。

(注) 上記の改正は、平成23年4月1日以後に行う土地等の譲渡につい
て適用する。

(厚労要望－18)

- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。
 - (1) 個人住民税を課さないこととする。
 - (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(農水要望－11、厚労要望－23)

- 特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した特定退職金共済団体については、所得税法上の公共法人等とみなして、従前どおり利子割を課さないこととする。

(金融要望－2)

- 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加する。
 - (1) 生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割り当てられた上場株式等（当該割当ての際に、社債、株式等の振替に関する法律に規定する特別口座で管理されることとなったものに限る。）で、当該特別口座から特定口座への受入れの際に、当該特定口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所の長を通じてその者の住所地の所轄税務署長に対し特定口座以外の口座において当該受入れに係る上場株式等と同一銘柄の株式を保有していない旨の申出書を提出して受け入れられるもの
 - (2) 株式無償割当により取得する上場株式等で、その割当ての際に特

定口座に受け入れられるもの

- (3) 新株予約権無償割当により取得する上場新株予約権で、その割当の際に特定口座に受け入れられるもの
- (4) 特定口座内保管上場株式等である新株予約権の行使により取得した上場株式等で、その行使による取得の際に特定口座に受け入れられるもの
- (5) 新株予約権（有利発行のものに限るものとし、ストックオプション税制の適用があるものを除く。）の行使により取得した上場株式等で、その行使による取得の際に特定口座に受け入れられるもの
- (6) 特定口座以外の口座で管理されていた被相続人、贈与者又は遺贈者（以下「被相続人等」という。）の上場株式等で、当該口座が開設されていた金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所に当該被相続人等に係る相続人、受贈者又は受遺者が開設している特定口座に移管がされるもの

（金融要望－３）

- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（いわゆる「日本版ISA」）について、非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加する。
 - (1) 非課税口座を開設されている金融商品取引業者等が行う募集により取得した上場株式等
 - (2) 非課税口座内上場株式等について無償で割り当てられた上場新株予約権で、その割当の際に非課税口座に受け入れられるもの
 - (3) 2以上の非課税口座で管理している同一銘柄の非課税口座内

上場株式等について行われた株式分割等により取得した上場株式等

(金融要望－５)

- 資産流動化法の改正が行われた場合には、金融機関等が支払を受ける振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権（重要事項以外に係る議決権を有しないものに限る。）につき支払を受ける収益の分配については、利子割を課さないこととする。

(経産要望－７)

- 総合特別区域法（仮称）の制定に伴い、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の適用対象に、同法に規定する高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合を加える。

(農水要望－８)

- 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を 1 年延長する。

【廃止・縮減等】

(農水要望－４)

- 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する。
 - ① 免税対象牛の売却頭数要件の上限を年間 1,500 頭（現行：年間 2,000 頭）に引き下げる（年間 1,500 頭を超える部分の所得は免税対

象から除外)。

- ② 免税対象牛の対象範囲から売却価額 80 万円以上（現行：100 万円以上）の交雑種を除外する。

(注)上記の改正は、平成 25 年度分以後の個人住民税について適用する。

【検討事項】

(厚労要望－19、金融要望－17、財務要望－2)

- 平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成 24 年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずるほか、関係省庁において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。